

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202000972 令和3年3月1日(静岡県) 令和3年3月18日	サーキュレーター	事業所で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	●当該製品について調査の結果、当該製品の輸入事業者は特定できないと判断された。このため、当該事業者が報告義務者でなかったと判断した。	